

【目次】

I	基本方針について	2
II	新型コロナウイルス感染症対策について	
1	家庭と連携した基本的な健康習慣の徹底と免疫力（抵抗力）の強化	2
2	風邪やインフルエンザ等と同様の「もらわない、うつさない」自己管理の徹底	3
3	ウイルスに感染しやすい「3つの条件が同時に重なる場所や場面」の回避	3
4	感染拡大防止対策を踏まえた本校児童の登下校について	4
III	学校の教育活動について	
1	学習指導に関する事	4
2	式及び修学旅行等の学校行事の実施に関する事	5
3	学校給食に関する事	6
4	合唱部及び弦楽部活動に関する事	6
5	教育実習に関する事	6
6	保護者の学習参観及び作品展に関する事	7
IV	感染拡大防止対策を踏まえた全般的な取組について	
1	新型コロナウイルス感染症についての指導と学習	7
2	「3つの条件が同時に重なる場所や場面」を回避する工夫	7
V	その他の配慮事項について	
1	出席停止の取り扱いについて	8
2	医療的ケアが日常的に必要な児童や基礎疾患等のある児童等について	8
3	海外から帰国した児童(編入希望者を含む)への対応について	9
4	心のケアについて	9
5	感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の抑止について	9
6	教職員の出勤等の服務について	10
7	学童保育みのりクラブとの連携について	10
8	児童又は教職員の感染が判明した場合の臨時休業の考え方について	10
9	児童又は教職員の感染が判明した場合の対応【フローチャート】	12
10	児童又は教職員が濃厚接触者となった場合の対応について	13
11	同居している家族等が濃厚接触者と特定された場合またはPCR検査の受検対象者と判断された場合の初動対応	13

I 基本方針について

国（政府）の専門家会議が提言する内容の「新型コロナウイルス感染症予防」に関する基本的なことを、本校教職員一人一人がしっかりおさえるとともに、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて」（2020. 6. 5 文部科学省）及び、学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について（2020. 6. 5 文部科学省）、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」（2020. 12. 3 文部科学省）、「新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（2021. 1. 8 文部科学省・スポーツ庁・文化庁）、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域拡大を踏まえた、小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（2021. 1. 14 文部科学省・スポーツ庁・文化庁）等に基づき、大学本部と、県や市町村教委、地域の校長会等の対応方針との調整も図りながら、本校の実情に応じて主体的に判断し対応する。

II 新型コロナウイルス感染症対策について

大原則

政府は3月21日まで延長していた1都3県への新型コロナウイルスの緊急事態宣言を22日午前0時に全面解除した。今後、感染再拡大を防ぐ対策は自治体と調整し、段階的に緩和しながら継続するとした。緊急事態宣言の全面解除から3月28日で1週間となるが、全国の7日間移動平均の新規感染者数は1708人と、前週の1273人から大きく増加した。地域別に見ても全国27都府県で、解除後の7日間移動平均が前週の数値を上回った。特に、新規感染者の急速な拡大を受け、3月25日から独自の緊急事態宣言を出している宮城県は、3月28日に新たに134人の感染を確認し、6日連続で100人超えとなった。全国的にリバウンド（感染再拡大）が表面化しつつあり、第4波封じ込めへ対策が急がれる状況にある。

県内においても、3月中旬から新規感染者数が増加し、特に3月18日以降は、山形市をはじめ村山地域で急増していることから、山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部では、3月22日に本部員会議を開催し、山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕について山形市をレベル5、村山地域をレベル4へ引き上げることを決定し、山形県及び山形市で独自の「緊急事態宣言」を発出した。同日以降も連日2桁の数の感染事例が確認されており、山形市の飲食店で新たなクラスターが発生するなど事態はひっ迫している。このような状況を踏まえ、山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部では、3月27日に山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕について寒河江市をレベル5へ引き上げるとともに、山形県及び寒河江市で独自の「緊急事態宣言」を発出し4月25日まで延長された。現在は山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕で村山地域がレベル4のみである。

こうした中でも、持続的に子どもたちの教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要がある。今後とも、「新しい生活様式」を踏まえ、学校教育活動の実施に当たり必要な措置を講じながら、学校教育ならではの協働的な学び合いを保障することを目指していく。

- 1 家庭と連携した基本的な健康生活の徹底と免疫力（抵抗力）の強化
 - (1) バランスの良い食事
 - (2) 適度な運動
 - (3) 夜更かしせず、しっかり睡眠
- 2 風邪やインフルエンザ等と同様の「もらわない、うつさない」自己管理の徹底
 - ◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
 - ◎ 登校前に確認できなかった児童等については、各教室での検温及び風邪症状の確認

本校では、株式会社アイアールにシステム開発を依頼し、令和3年2月1日から「連絡.mobiオンラインシステム」の正式運用を開始している。

家庭と学校で感染を広げないためにも、毎朝の検温及び風邪症状の確認の徹底を再度お願いする。それと同時に、国が推進している諸手続きの電子化（紙の書類・印鑑の省略）を推進するため、未入力児童の保護者への一斉メール送信での確認ができるようさらなるシステム開発を、株式会社アイアールに要望しているところである。

342：山形大学附属小学校



© 2011-2021 連絡.mobi

- (1) 本人に風邪症状（発熱・のどの痛み・咳など）がある場合、登校を控える。また、同居家族に風邪症状が見られる場合は、コロナ感染の可能性が低いと診断されるまで登校を控える。
- (2) 本人及び同居家族等が感染者、濃厚接触者、PCR検査の受検対象者となった場合は、すぐに学校へ電話またはメールで連絡する。児童が登校していた場合は、早退をお願いする。
- (3) 適時・適切なマスクの着用等と咳エチケットの実施。
- (4) 手洗い、適切な給水等の徹底（学校への水筒持参可：水）
 - ※（1）（2）の場合は出席停止として対応いたします。
- 3 ウイルスに感染しやすい「3つの条件が同時に重なる場所や場面」の回避
 - (1) 換気が悪い密閉空間
 - (2) 人の密集
 - (3) 近距離での会話や発声 + 一定の場所での長時間の学習活動

- ① 換気の徹底：教室等のこまめな換気を実施すること（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。
- ② 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等：多くの学校においては人の密度を下げることに限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するなどするよう指導すること。
- ③ 濃厚接触の定義となる(1) 1 m以内、(2) 対面、(3) マスク無し、(4) 15分以上の継続した会話の4条件が全て揃う状況をつくらないように工夫しながら教育活動を

4 感染拡大防止対策を踏まえた本校児童の登下校について

- (1) 学校教育においては感染状況の拡大・収束の状態によらず、「新しい生活様式」の考え方も踏まえつつ、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減させた学校生活を、児童と教職員が共通理解を図りながら構築していく。令和2年6月22日（月）以降、時差通学なしの通常日課による再開を果たし、7月1日（水）からは、「附小の子ども」に則った制服による自力登下校を基本とするが、不安な場合は引き続き体育着による臨時登下校も認めている。
- (2) 登下校については、不安な場合は引き続き、徒歩可能な地点（1キロメートル程度）まで、家庭から送ってもらう等の協力を得たり、低・中・高学年で下校バス時刻に時差を設けたりするなど「混み合うバス通学」を可能な限り回避する。ただし、自家用車での送迎の場合は、学校近辺での送迎は交通量が多くなり危険なため保護者にご遠慮願うとともに児童にも指導する。
- (3) 登下校中においても、人との距離に気を付け、できるだけマスクを着用することを指導する。バスを利用する際は原則としてマスクを着用し、なるべく会話をしないことを守るように指導する。

Ⅲ 学校の教育活動について

1 学習指導に関すること

- (1) 感染症対策を行った上で3密などの問題から実施困難な学習等は、家庭と連携を図りながらICTの活用を進め、家庭学習と連動した学習サイクルをつくるなど単元構成を工夫して実施していく。
 - ① 感染症対策を行った上で3密などの問題から学校での学習に困難を伴う技能教科等の学習は、知識・技能の基礎的・基本的内容を精選しながら取り組む。ただし、系統性があり知識・技能の習得が大切な内容は、優先的に当初の時数を確保しながら学校での学習を行う。そのために、家庭と連携を図りながらICTの活用を進め、家庭学習と連動した学習サイクルをつくるなど単元構成を工夫して実施していく。
 - ② 教室は、身体的距離をできる限り確保するために座席の配置を交互にしているが、「密接」を避けるのは困難な状況である。系統性があり知識・技能の習得が大切な実技・実習等の学習内容は、濃厚接触の定義となる① 1 m以内、② 対面、③ マスク無し、④ 15分以上の継続した会話の4条件が全て揃う状況をつくらないように工夫しながら、優先的に実施する。なお、**体育の学習では、基本的にマスクを着用す**

るが、気温の上昇に伴い、熱中症等が心配される場合、体を動かす場面等においてマスクを外して活動する。その場合、会話を避け、身体的距離の確保を徹底する。

- ③ G I G Aスクール構想の推進により校内W i - F i の環境整備が済み、令和2年11月25日には各家庭に個人のIDとパスワードをお便りと一緒に配付し、家庭での使用も視野に入れたアナウンスを行った。その後204台のChromeb ookを全児童でシェアをしながら利用を開始し、12月までに、担任に加え全学年にICT推進教員とG I G Aサポーターが入り、チームで初期指導を行った。令和3年1月以降は、1・2年生はPC操作体験、3・4年生はプログラミング体験、5・6年生は各学年・学級カリキュラムに基づく学習でのPC活用を行った。さらに、令和3年2月24日に386台のChromeb ookが整備され、残り41台が3月22日で全て揃った。

2 式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

- (1) 昨年度は行事を精選し、重点化や準備時間の縮減を図りながら活動内容を工夫して実施してきた。今年度、昨年度中止した行事については、6年間の学びを見通して今年度以降の学びで担保していくように努める。

○昨年度中止になった主な行事

入学式、新任式、始業式、1年生を迎える集会、開校記念式、春の授業づくり研修会、宿泊学習、わくわく体力ウィーク、教育懇談週間、水泳の納会週間、市陸上運動記録会、市水泳記録会、合同音楽祭、演劇教室、3・4年スキー教室2回目、学習参観・校内絵画作品展 11月21日(土)、学習参観(全学年)・学級懇談会(1年～5年) 令和3年1月29日(金)

- (2) 修学旅行について

教育的意義は大きく、学校生活における諸活動の中でも参加する児童にとって最も強い印象として残り得る極めて価値のある教育的体験活動である。昨年度同様、校内における感染防止策の実施や、修学旅行の行程上における感染防止策の検討等、修学旅行を実施すべく最大限の努力をしていく。実施期日や旅行先については、本校の「修学旅行の中止等の判断基準」の「判断基準1(山形市内の感染状況)」と「判断基準2(行先の市町村の感染状況)」を基に感染状況を見守りながら、児童及び教職員の安全を第一に考え適切に判断していく。

- (3) 学年創造活動や体験活動

学年・学級カリキュラムの重点活動のまとめ・表現の場として行う「学年創造活動」については、保護者の皆様に直接発表したり質問を聞いたりする活動を予定する学年もあると思われる。感染状況の変化に柔軟に対応し、感染リスクを低減させるとともに、教育活動の重点的な実施を進めるなどしながら、昨年度同様、保護者には動画配信という形で発表することも検討する。

スキー教室や雪上教室などのさまざまな体験活動やみのり班活動については、子どもたちに豊かな情操を育み、これからの社会をつくる上で必要な資質・能力を育てていく観点から、感染防止対策を取りながら、予定どおり実施する。

- (4) 卒業式並びに入学式について

「感染しない、させない」の自己管理の徹底と、ウイルスが感染しやすい「3つの条件が同時に重なる場所や場面」の回避、加えて、一定の場所での長時間活動を避けること(原則、1授業時間の60分以内)を基本方針として、文部科学省及び山

形県教育委員会の通知等にあるとおり、式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮して実施すること、参加者については、卒業生並びに新入生、保護者、教職員を原則に、在校生は必要最小限の参観とすること、また、来賓の参加はご遠慮願うことを、昨年度のうちに4附属学校園長間で共通理解を図った。

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応として、令和3年度4月8日（木）の入学式への参加は、新入生とその保護者（お子さん一人につき2名以内）及び一部の教職員（管理職と新入生担任、運営担当教員）に限定し、在校生は各教室でオンラインでの参加とした。また、会場の入り口にアルコール消毒を設置し、体育館は高窓を開放し換気した状態で、参加者にはマスク着用をお願いした。さらに、参加者の座席については、座席間のスペースを1m程度空け、濃厚接触を避けるように配慮した。参加者には、式当日の朝、自宅で体温測定と風邪の症状の有無の確認をお願いし、記入用紙に名前と体温と症状の有無を記載し、受付に提出してもらった。発熱や咳などの風邪の症状、体調不良等がある場合、式への出席を控えていただくようお願いした。また、記念撮影は児童と教職員のみとし、担任からの事務連絡も動画配信とした。

3 学校給食に関すること

- (1) 給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を徹底する。
- (2) 給食の配食を行う児童及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であることを毎日点検し、適切でない認められる場合は給食当番を代える。
- (3) 児童全員が食事の前の手洗いを徹底する。
- (4) 会食にあたっては、飛沫を飛ばさないように「机を向かい合わせにしない」「食事の中の会話を控える」などの対応を行う。

4 合唱部及び弦楽部活動に関すること

- (1) 両活動の実施に当たっても3つの条件が重ならないよう実施内容や方法を工夫する。
 - ① マスクは飛沫拡散防止の効果があるため原則、着用とするが、体育館での動画・写真撮影時等、表現上の問題を勘案して適宜判断する。音楽室での練習で発声したり、息を強く吐き出したり吸ったりする活動を行う場合は、マスクを着用している場合でも、部員同士の距離は、発声する前方向に1.5m程度（最低1.2m）、左右は密が発生しない程度を確保し、児童同士が向かい合う配置は避ける。また、換気が十分にされていることを留意する。
 - ② 弦楽部の練習は、楽器を共有しないようにし、感染状況に応じてパートや学年毎に違う練習室を設定するなどして取り組んでいく。
- (2) 教室等の使用に当たっては、短時間の使用とし、一斉に使用しないようにする。
- (3) 児童に発熱等の風邪の症状が見られる時は自宅で休養するよう指導する。
- (4) 合唱部は、令和3年度4月8日（木）の入学式のために、歓迎の歌「友情の花」を練習し、動画撮影を行った。入学式当日は合唱を行わず、動画で発表した。

5 教育実習に関すること

- (1) 実習生の服装については、更衣室での密集を避けるため、実習初日と最終日のみ正装とし、その他は運動着での出勤とする。

- (2) 実習生の昼食については、各自お弁当を毎日持参し、控室で昼食をとることとする。
- (3) 更衣室は、貴重品の管理のためにロッカーのみ使用し、貴重品管理後の実習生控室(その他の荷物置き場)と昼食場所は、1～3学年配属は会議室、4～6学年配属は実習室に分散する。
- (4) 実習生は、実習開始の2週間前から実習地(山形県)に居て毎日検温を行う。ただし、4年次の実習生で、他県(主に関東圏)での教員採用試験や就職面接が実習(準備)期間内に控えている場合は、他県(主に関東圏)への移動となることから、帰県した翌日から2週間の自宅待機と健康観察を行った後に教育実習に参加することとする。

6 保護者の学習参観及び作品展に関すること

- (1) 保護者の学習参観、学年学級懇談会等については、昨年度5月の分散登校時のようにABCの3グループに分けた時差参観にするなどして密集を防ぐ方法や廊下からの参観のみとし密接を防ぐなど、感染防止対策を行った上で実施する。ただし、山形市の注意・警戒レベルが高い状況の場合は、学習参観の中止や懇談会を動画による連絡配信に変更することも検討する。

IV 感染拡大防止対策を踏まえた全般的な取組について

1 新型コロナウイルス感染症についての指導と学習

感染防止に向けた「指導の徹底」を基本にしつつも、児童が主体的に新型コロナウイルス感染症に向き合い、感染についての知識・技能の習得、感染防止についての思考力・判断力・表現力、コロナ禍における生き方等、学年の発達段階に応じた資質・能力を育成していく。そのために、養護教諭や栄養教諭との連携も視野に入れながら、生活科・総合・特別活動における保健学習や安全学習を学年や発達に即して実施する。

2 「3つの条件が同時に重なる場所や場面」を回避する工夫

- (1) 校庭や体育館、広い多目的教室、地域をフィールドにした学習活動を考える。
- (2) 教室での学習や給食では、向き合い対話することは極力避けること。話し合いの活動をする場合は、マスク着用や学習後の換気、手洗い、うがい、給水等の対応をする。
- (3) 調べ学習や読書、NHK番組、DVD、ICTコンテンツを活用しての学習の整理等、各教科の特性に応じた自学自習活動も取り入れるなどの工夫をする。全校や学年が集まることは避け、全校での集会活動は動画配信やZoom等によるオンラインで行う。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策として、冬季は、空気検査を行った学校薬剤師の助言を参考に、「二段換気」を取り入れる。教室の高窓の前後2か所を常時全開にしておくとともに、階段の踊り場やワークルーム前の廊下等、ブロックで決めた1か所を常時15cm程度開けておくことで、新鮮な空気を常時少しずつ教室に取り入れるようにし、換気により室温と湿度が一気に低下するのを防ぐ。今後とも、飛沫の水分蒸発によるエアロゾル感染を防いでいくために、加湿器の使用に加えて、40～60%程度の湿度に保つための工夫を模索していく。

- (5) 音楽室や教室で歌う、音読する場合は、円形に広がるなど近距離での発声を避ける。マスクは飛沫拡散防止の効果があるため、原則着用する。マスクを着用している場合でも、児童の距離は発声する前方向に 1.5 m 程度（最低 1.2 m）、左右は密が発生しない程度を確保し、児童同士が向かい合う配置は避ける。また、換気が十分にされていることを留意する。

V その他の配慮事項について

下記の 1～8 の事項については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」（2020.12.3 文部科学省）により実施する。

1 出席停止の取り扱いについて

全国で感染者数の累計が最も少ない鳥取県では、新型コロナウイルスの感染が拡大し、警戒が必要な都道府県を感染警戒地域として独自に指定（原則毎日更新）し、当該地域との往来に警戒を呼び掛けている。この「鳥取県 感染警戒地域区分」を活用し、往来の必要性について保護者に十分に検討していただき、往来する場合は事前に学校に連絡してもらい、感染予防対策を徹底するなど慎重に行動していただくようにする。

児童の感染が判明した場合又は児童が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童に対し、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条に基づく出席停止の措置を取る。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間とする。また、児童に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導する。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」として扱う。これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

2 医療的ケアが日常的に必要な児童や基礎疾患等のある児童等について

(1) 登校の判断

医療的ケアを必要とする児童（以下、「医療的ケア児」という。）の状態は様々であるが、医療的ケア児の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、医療的ケア児が在籍する場合においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童（以下、「基礎疾患児」という。）についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をする。その他、家庭の事情で新型コロナウイルス感染防止のため自主的に子どもを休ませる家庭も予想される。

これらにより、登校すべきでないとして主治医や学校医に判断された（保護者が判断した場合）の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(2) 学校教育活動における感染対策

学校再開に当たって、医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う。また、校外活動等に際しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意すること。

3 海外から帰国した児童(編入希望者を含む)への対応について

日本での緊急事態宣言の発出に伴い、海外から日本に帰国・再入国するすべての児童は、出国前72時間以内に実施された新型コロナウイルス感染症に関する検査を受け、陰性であることの検査証明を入国時に検疫官に提出する必要がある。また、検疫所長が指定する場所(自宅など)で入国の次の日から起算して14日間待機する滞在場所を確保すること、到着する空港等から、その滞在場所まで公共交通機関を使用せずに移動する手段を確保すること、入国後に待機する滞在場所と、空港等から移動する手段を検疫所に登録することが求められている。加えて、入国した日の過去14日以内に入管法に基づく『入国拒否対象地域』に滞在歴のある児童は、新型コロナウイルスの検査を受けること、検査結果が出るまで、原則空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で待機することが求められている。現在は、検査方法が、PCR検査から抗原検査に変更になった為、2~3時間で検査結果が出ているという。これら政府の要請に基づく手続きを経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させる。

4 心のケアについて

学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童の状況を的確に把握し、教育相談等の実施やスクールカウンセラー等も含めた「まつなみ支援室」による支援等を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

例年行っているいじめアンケートに替えて、山形県公認心理士・臨床心理士協会の教育分野委員会の資料を参考に作成した「新型コロナウイルス・ストレスチェックシート(山形大学附属小学校)」を活用し、子どもたちの体と心の状態の把握に努め、心のストレスや体の不調に寄り添っていく。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の抑止について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。さらに、全校朝会等で説明を行い、差別・偏見につながるような行為が許されないことを指導するとともに、保護者にも、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた大臣メッセージを送付するなどしながら啓発していく。

6 教職員の出勤等の服務について

教職員本人が罹患した場合や、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が濃厚接触者であるなど

当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延するおそれがある場合には、在宅勤務により学校へ出勤させないようにすることなど、教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行う。なお、職員間の打合せは、Zoomを活用して学年ごとに分散して行ったり、職員室の対面机に「SPLASH BLOCKER」を設置したりして3密を避けるように工夫する。

7 学童保育みのりクラブとの連携について

学校を再開する場合でも、学童保育みのりクラブにおいて密集を回避し感染を防止する観点等からは、一定のスペースを確保することが必要である。このため、特別教室、図書館、体育館、校庭等が使用可能である場合は、積極的に学校施設を活用した連携を推進する。

8 児童又は教職員の感染が判明した場合の臨時休業の考え方について

児童又は教職員の感染が判明した場合には、附属学校運営部、山形大学保健管理センター、学校医に速やかに報告し、感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について山形大学新型コロナウイルスに係る総合対策本部及び附属学校運営部と十分に相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する。この際、山形大学保健管理センター並びに学校医ともよく連携する。また、必要に応じて学校を一時的に閉鎖し、山形市保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じる。

※【参考】学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（臨時休業） 第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性など、個別の事情を把握・分析し、山形大学新型コロナウイルスに係る総合対策本部及び附属学校運営部と十分に相談の上、臨時休業すべきか否かを判断する。具体的には、以下のとおりとする。

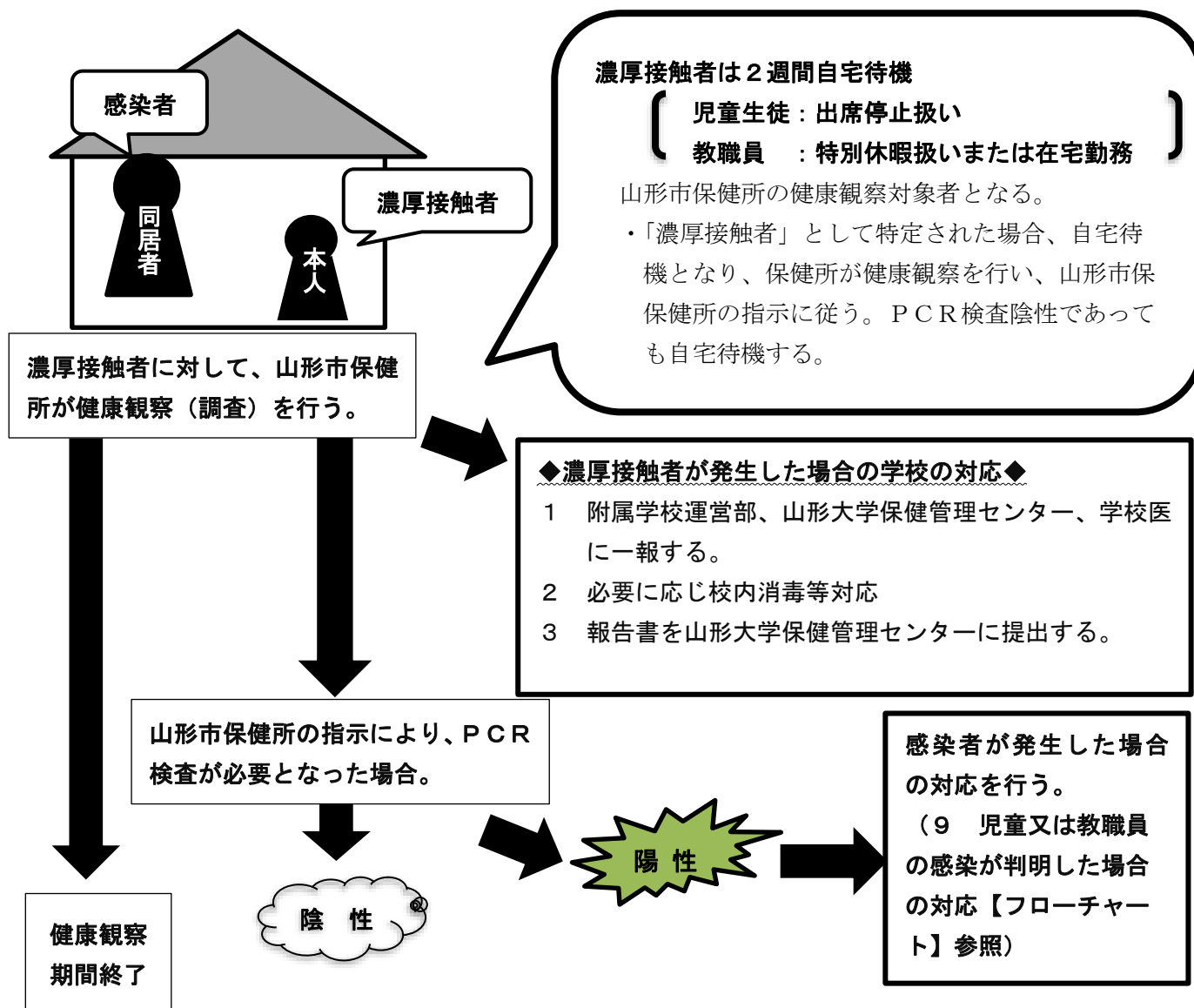
- ア. 学校内における活動の態様 ・ 感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認する。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってくることから、感染者の校内での活動状況などを確認する。
- イ. 接触者の多寡 ・ 上記「ア.」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから、接触者の多寡を確認する。
- ウ. 地域における感染拡大の状況 ・ 地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言える。
- エ. 感染経路の明否 ・ 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まる。一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言える。

10 児童又は教職員が濃厚接触者となった場合の対応について

※山形市教育委員会資料参考

濃厚接触者とは・・・

- ・同居や長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者の診察や看護もしくは介護をしていた者
- ・手で触れることのできる距離（目安として1m）で、マスク等必要な感染予防策無しで、患者と15分以上の接触があった者



11 同居している家族等が濃厚接触者と特定された場合またはPCR検査の受検対象者と判断された場合の初動対応

- ① 学校は、当該児童生徒を自宅待機（出席停止）とするとともに、学校がクラスターとならないよう、活動内容に対応した感染防止対策を講じた上で、学校教育活動を行う。
- ② 家族のPCR検査結果が判明するまでに、共有スペース等の消毒、当該児童生徒等の学校と関連する行動範囲や行動歴などの確認、濃厚接触者となり得る者の把握、濃厚接触者となった場合の対応の確認を行う。
- ③ 学校は、速やかに附属学校運営部、山形大学保健管理センター、学校医に一報する。